意見書

2025 年 10 月 30 日

フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）
世話人　永沢　裕美子

所用のため、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」を欠席いたしますので、以下の通り、書面にて意見を提出させていただきます。

1. 総論
   - 事務局案に賛成します。
2. サステナビリティ情報の開示について
   - 8 ページ下段に示された事務局案に賛成です。SSBJ 基準の適用対象企業の判断基準を過去 5 年の時価総額の平均とすることにも賛成です。直前の株価の大幅な変動に気を揉むようなことが避けられますし、開示に向けての準備が始めやすくなると思います。
3. 第三者保証制度及び実施者について
   - サステナビリティ保証業務は新しい分野であり、海外の動向等も研究していただく必要もあることから、同業務の実施者を登録制とし、会計監査人以外の者の参入を可能として、事業者間で切磋琢磨し合っていただくことを期待します。
   - 登録要件の審査が形式的なものにならないよう、しっかりと審査をしていただくことを金融庁にはお願いします。サステナビリティ情報は財務情報の開示と密接に関連しており、企業会計についての高い専門性と経験値が必要であると考えます。実施者となる者には、情報開示が投資者保護上いかに重要かという点の理解や、正しい情報開示を行うことへの責任感が強く要請されます。また、本事業に参入したのちに、儲からないから撤退というようなことが安易に行われるようなことはあってはならないと思います。最初に参入する事業者はこの業務の魁として、社会的責任（期待）をしっかりと認識・理解できる事業者であってほしいと願っています。
   - 検査・監督は当面は金融庁が行うという事務局案に賛成します。本制度スタート時に、実施者として登録する事業者の数はそれほど多いとは思えません。財政的にも人材的にも自主規制機関として自立・自律して運営できるのだろうかと素人目にも不安があります。何よりも、新しい分野でもありますので、金融庁が実際の業務を検査・監督することを通じて、必要と判断する場合は制度の見直しをしていただきたいと思います。
   - 保証業務実施者に対して、人的体制や業務管理体制の整備、守秘義務やローテーションルールなどを求めることに賛成します。その他、この業務に携わろうとする方々には、（すでにされているのかもしれませんが）専門職としての職業倫理を確立され、相互に規律し研鑽しあい、投資家から信頼される存在として認知されるようになっていただくことを期待します。
4. 任意の保証の取り扱いについて
   - 事務局提案に賛成します。

以上